

母子家庭等自立促進講習会開催について（福祉課）

受講対象者
母子家庭の母及び寡婦
受講種目
訪問介護員2級課程
募集人員 30名
受講期間
7月9日から12月3日まで
延日数22日・130時間
講習会場
県立母子の家「母子福祉センター」（水戸市）

受講手続
申込用紙に必要書類を添付し郵送にて5月25日(木)までにお申し込みください。(消印有効)
託児所 有り
(所得に応じ個人負担あり)
その他

受講料無料及び交通費の一部を補助します。なお、受講者のボランティア行事用保険料及び細菌検査料は自己負担となります。

お申し込み
県立母子の家「母子福祉センター」
☎029(221)8497
申込書は福祉課にあります。
お問い合わせ
福祉課(内線237)

介護保険施設をご利用されている方へ（福祉課）

介護保険サービスにおいて居住費や食費は在宅の場合と同じように、原則として全額自己負担となりますが、左表のように利用者負担段階の第1段階から第3段階の方は負担が軽減されます。介護保険施設の入所者、ショートステイ利用者において該当する方は福祉課に申請してください。

利用者負担段階	対象者
第1段階	・住民税世帯非課税で老齢福祉年金の受けている人 ・生活保護を受けている人
第2段階	・住民税世帯非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人
第3段階	・住民税世帯非課税で、第2段階に該当しない人 ・住民税課税者がいる高齢者世帯で、特例減額措置を受けている人
第4段階	・同じ世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税の人 ・住民税を課税されている人

《高額介護サービス費について》

介護保険では、介護サービスを利用したときに、その費用の

1割を自己負担しますが、同一月内に受けたサービスの自己負担額の合計額が高額とならないように、一定の上限が決められています。

区分	上限(世帯合計額)
生活保護受給者など	15,000円
年金80万円以下の方など	15,000円
年金80万円超266万円以下の方など	24,600円
年金266万円超の方	37,200円

この自己負担の上限を超えたときには、「高額介護サービス費」として支給されます。ただし、施設入所者の食事・日常生活費等の利用者負担分、福祉用具購入費、住宅改修費については対象になりません。

乳幼児健康相談のお知らせ（保健課）

保健センターでは「子どもが健やかに生まれ育つ町」を目指して、年4回乳幼児健康相談を実施しています。育児や予防接

種等についてお気軽にご相談ください。

日時 5月24日(水)
受付 午前9時40分から10時まで
内容 身体計測
子育て支援相談等
場所 保健センター
お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910

乳がん・子宮がん検診のお知らせ（保健課）

4月に乳がん・子宮がん検診を保健センターにて行いましたが、当日受診できなかった方、または転入等で申し込みが出来なかった方を対象に再度申し込みを行いますので、保健センターまで連絡してください。6月に乳がん・子宮がん検診を行います。

検診日 6月19日(月)
申し込みは、6月16日(金)まで
検診自己負担金
・乳がん検診
30歳以上 1,000円
70歳以上 500円
・子宮がん検診
20歳以上 1,000円
70歳以上 500円
用意する物
・自己負担金
・受診券はがき(必ず持参して

下さい。)
・バスタオル一枚
・スカート(子宮がん検診を受ける方)

健康手帳(お持ちの方)
検査当日、保健センター内ではスリッパの用意がありません。靴下等をお持ちください。
○申し込み・お問い合わせ
保健センター ☎(84)1910

虐待から子どもを守る（保健課）

子どもは守られる存在です。子どもを守らなければならぬ親や親に代わる保護者による虐待が深刻な問題になっています。

育児に不安や迷いを抱えている方や虐待がもじれないと感じる行動がある方を見つけたら、次の連絡先に相談してください。なお、連絡をいただいた方の秘密は守ります。

連絡相談先
・保健センター ☎(84)1910
・筑西児童相談所 ☎0296(24)1614
・いばらき虐待ホットライン(24時間電話相談先)
☎0293(22)0293